　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　QSH-016　No.1A様式

|  |  |
| --- | --- |
| 発行番号 | ＳＫＨ－　－ |

　　　　　　　　　　　　御中

**共　　通　　購　　入　　仕　　様　　書**

（品質保証協定書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発　行　日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 承 認  品質保証部長 | 確　　認  購買担当課長 | 作　　成  品質保証課 |
|  |  |  |

**株式会社　　　ちの技研**

　　　　　　　　　　　御　　　　承　　　　認　　　　印　　　　欄

年　　　　　月　　　　　日　　この書類を受領し、承認しました

### １．適用

本仕様書は、㈱ちの技研（以下甲という）が　　　　 殿（以下乙という）から購入するプリント配線板またはその原材料、治工具および製造業務・検査試験業務・校正業務・運搬業務等の役務委託の取引において、取引に関する基本的事項および品質保証に関する契約について規定する。

### ２．基本原則

　取引は甲、乙相互の利益を尊重し、信義誠実の原則に従って行うものとする。

### ３．取引の内容

　この基本契約に基づく甲と乙との取引の内容は、甲が乙に発注する原材料、部品、半製品、製品、機械、器具、治工具、備品、消耗品、車両、運搬具、建造物、構築物等を言い、その設計、修理、加工、請負工事等（以下、発注物件と呼ぶ）を含む。

### ４．権利義務の譲渡

　甲及び乙は相互の文書による承諾なしに、この基本契約により生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡若しくは担保にしてはならない。

### ５．個別契約

　甲が乙に甲の注文書並びに、必要な図面、仕様書、指示書及びその付属資料（以下個別と言う）を発行し、乙が、これを承諾する事により個別仕様が成立する。

　尚、乙が注文書類を受領後１週間以内に受諾拒否の申し出ない場合は個別仕様が成立する。

### ６．見積書の提出

　乙は甲との取引に当たって甲の指定する見積書により事前に見積金額を甲に示し、甲・乙協議の上、価格を決定する。

### ７．価格の変更

１）規格の変更、その他の内容に重大な変更のあったときは、甲・乙協議の上、価格を変更する事が出来る。

２）価格の変更を行うときは、乙は甲に、あらためて、変更に関する見積書を提出しなければならない。

### ８．仕様図書の提示、指示

１）乙は甲から提供された個別仕様若しくは指示により業務を遂行する。

２）乙は甲から提供された個別仕様若しくは指示に不明または疑義がある場合は直ちに甲に連絡し甲の指示に従う。

３）甲が乙の業務内容を確認するための資料の提出を乙に求めた場合、乙は、これに応じなければならない。また、甲は乙の業務内容について確認後、業務遂行につき指示できる。

### ９．乙の事業所への立ち入り等

　甲は、乙の了解の下に作業状況、品質管理状況、進捗状況及び遵法状況を検査するために甲の指定する者を乙の事業所若しくは作業場等に立ち入らせ、必要に応じ改善を要求し、その報告を求める事が出来る。

### １０．製品の規格

　乙が納入する物品の規格（形式、形状、寸法、構造、品質、等級、成分、性能、耐久性、包装の種類及び寸法等）は次の各号に該当するものでなければならない。

（１）甲の検査基準、購入仕様書に指定する条項に適合する。

　　（２）甲が指定する原材料、部品規格の条項に適合するもの。

　　（３）図面その他で甲が指定した条項に適合するもの。

　　（４）甲の見本に適合するもの。

　　（５）前号の他甲乙両者の協議で決定した事項に適合するもの。

### １１．品質保証体制

乙は甲の要求する品質と、その信頼性とを確保するための品質保証体制を構築し、甲に対して品質保証を行う。また、乙は品質保証上の基本的必要事項及び、品質保証の手順を遵守する。

　乙は、甲が要求した場合には下記に示す品質に関する標準書類を提出しなければならない。

　　（１）品質保証の組織表と品質保証責任者の登録

　（２）ＱＣ工程表または製品工程管理図など（任意のもので可）

　　（３）検査基準書（任意のもので可）

　　（４）クレーム処理規定・異常品質処理規定など（任意のもので可）

　　（５）作業（設計・製造・検査）の結果書類（記録・データ）等

　　（６）その他の甲の要求する品質書類

乙における製品類のロット構成は、原則として、同一の製造条件で加工されたもので構成しなければならない。

### １２．環境への対応

乙は、甲より開示された顧客が禁止する環境管理物質について、含有されていないことを保証しなければならない。また、原材料・設備・治工具から汚染されないことを保証しなければならない。原材料・設備・治工具の変更があった場合には、環境管理物質の含有が無いことを確認しなければならない。

### １３．納入

１）乙は、甲の指定する期日（以下、納期という）に甲の発注物件を甲の指定する場所に、納入または役務を完了しなければならない。

２）乙は、納期通りに甲の発注物件の納入が出来ないと判断した時は、直ちに、その理由及び納入予定等を甲に申し出て、甲の指示を受けなければならない。

３）乙の責任と認められる理由による納期遅延により甲が被った損害に対し、甲は乙に損害賠償を請求する事が出来る。

４）乙は、甲の発注物件を納入する時点で、次の資料を添付するものとし、その所有権は、その時点で乙から甲に移るものとする。

　　　（１）納品書または送り状等の送付案内

　　　（２）個別規格若しくは購入仕様書により提出を指示されている図面、試験成績書等の納入添付資料

### １４．受入検査

１）甲は、甲の発注物件が乙より納入される都度、甲の定める検査基準若しくは個別規格に指定された条件によって発注物件の受入検査を行い、合否の判定をする場合がある。

２）受入検査の結果、不合格になった場合は、その結果を乙に書面で通知する。

３）受入検査に合格しなかったものについて、乙は甲の指示により甲の指定する期間中に代品を納入し、または甲の承認した方法により無償で改修、若しくは再納入する。

４）受入検査の結果、数量不足が判明したときは、乙は甲の別段の指示がない限り、甲が指定する期間内に不足数量を納入するものとする。

### １５．立入検査（検証）

1. 特に甲、又は甲の顧客が必要と判断した場合、甲は乙が納入する発注物件（資材、又は部分加工、全面加工製品）の製造、検査、出荷箇所に対し、立入調査を実施することが出来る。乙はこれを受諾　　し、協力する。
2. 甲は甲が定める検査基準、又は各物件毎に発行される｢購入仕様書｣の記載事項に従い、上記１）の　　箇所に於ける調査を実施し、これを評価･判定する(検証)。尚、この場合、物件の出荷許可は甲(品証　　部長の権限を委譲された者)、又は甲の顧客に拠り決定される。
3. 甲は必要に応じて判定結果を是正勧告として書面に拠り乙に通達する。乙は措置報告としての対策を書面にて遅滞無く提出する。甲、及び乙は是正報告の内容を検討し、両者の合意を前提に事態の収拾を図る。

### １６．特別採用

　甲の受入検査または乙の検査にて合格しなかったもののうち、甲が特に認めたものは、不良の内容の程度、範囲に応じて、これを引き取り、又は役務の完了と見なす。このとき、代金を減額する場合がある。

　この場合、乙の品質管理責任者は「特別採用申請書」（別紙１）に必要事項を記入のうえ、必要に応じてサンプルを添付して、甲の品質保証課に提出する。甲は、提出された「特別採用申請書」を検討し、速やかに関係部署と協議し、乙に回答するものとする。

### １７．所有権の移転

１）購入品・完品外注における発注物件の所有権は発注物件が甲の受入検査に合格した時、又は特別採用になった時を以て乙から甲に移転する。

２）購入品・完品外注における発注物件の所有権が甲に移転した後といえども、乙の責に帰すべき事由による不合格品が発見された場合は、甲は当該不合格品に対する契約を解除する事が出来る。

３）工程外注・検査外注・校正外注・運搬外注における発注物件の所有権は、甲に所属する。

### １８．瑕疵担保

１）甲は乙の納入物件について隠れた瑕疵を発見した場合は、直ちに乙に対して期限を定めて他の良品との引換え又は瑕疵の修補を請求する事が出来、この瑕疵によって甲が受けた損害について乙に損害賠償請求が出来る。

２）個別契約により甲乙間の取決めで受入検査を省略し、この為、発見出来なかった瑕疵についても前項と同様とする。

３）瑕疵担保期間は甲の受入より１ケ年とする。但し、１ケ年経過といえども乙の責に帰すべき隠れた重大な瑕疵により甲が被った損害については、甲乙協議の上、その負担を定める。

### １９．支払い

１）乙は、甲の発注物件を納入する際、原則として甲指定の伝票により代金の請求を行う。但し、甲は代金請求後であっても納入品の検査結果に基づいて当該伝票記載の数量及び金額を訂正する事が出来、乙は、これを異議なく承諾する。

２）代金の支払いは毎月末日までに検収を完了したものについて別途甲・乙で取り決める支払日及び支払い方法によって金額を支払うものとする。

３）甲が乙に金銭債権を有する場合は甲が所有する当該債権の弁済期間の如何に係わらず、甲・乙の債権を対等額につき相殺する事が出来る。相殺に当たっては甲が乙に、その明細を通知する。

### ２０．貸与品

１）甲は必要に応じて、乙に対して甲の発注物件に関して必要な機械、器具、金型または備品等（以下貸与品という）を有償または無償で貸与する事がある。

２）乙は貸与品については、乙の管理者の注意を以て管理しなければならない。

３）乙は貸与品について甲が請求した場合は、数量、仕様状況の他、甲の指示する事項を報告しなければならない。

４）乙は甲が認めた場合を除いては、甲の発注物件に関する以外に貸与品を使用し、または第三者に対して貸与、売却等いかなる処分を行ってはならない。

### ２１．工業所有権

１）乙が甲の発注物件納入に当たって、第三者の工業所有権を侵害しないように万全の注意を払わねばならない。

２）乙は発注物件納入に当たって第三者との間で、工業所有権等の紛争が生じた場合、速やかに甲に対して書面で、その内容を通知し、その責任と負担において紛争を処理解決するものとし、甲が損害を被った場合は、その損害の全てについて、甲に補償しなければならない。

３）甲の発注物件に関する技術改良等には甲乙双方が努力するものとし、そこから得られた発明等に基づく特許権、実用新案件、又は意匠権を受ける権利は甲乙共有とし、費用は均分負担とする。

### ２２．機密保持

　甲・乙双方は取引上知り得た相手方の業務上の機密を双方の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

### ２３．貸与資料の管理

１）乙は甲が貸与する図面、仕様書等の資料の保管、管理については乙の管理者の注意を持って、これを行わなければならない。

２）乙が甲との取引を取り止めた場合若しくは乙が甲から貸与された図面、仕様書の資料が不要になった場合は、直ちに返却しなければならない。

### ２４．解約、解除

１）甲及び乙は３ヶ月の予告期間を以て、いつでも、この共通購入仕様書を解約出来る。

２）甲及び乙は次に示す各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、相手方は何の通知、催促を要せず直ちに、この共通購入仕様書並びに個別仕様書の総て、若しくは一部を解除する事が出来る。

　（１）営業停止または営業許可の取消し等の処分を受けたとき。

　（２）支払いの停止、又は破産、和議開始、更生手続き開始、整理開始若しくは特別な

　　　生産開始の申立があったとき。

　（３）仮差押え、保全差押え、差押えまたは強制執行等の申し立てを受けたとき。

　（４）手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

　（５）解散決議をし、また、他の会社と合併したとき、その他経営上重要な事項が発生し

　　　たとき。

　（６）正当な事由なく、この共通購入仕様書、並びに個別仕様書の総て、若しくは１部を

　　　履行しないとき。

　（７）この共通購入仕様書並びに個別仕様書の履行に関し、乙または、その代理人に

　　　不正または不当な行為があったとき。

　（８）この共通購入仕様書及び個別仕様書の各条項に違反したとき。

　（９）上記に準ずる事項が発生したとき。

### ２５．解除時の借置

　乙は、この共通購入仕様書並びに個別仕様書の全部もしくは１部を解除された場合、直ちに次に示す各号の事項を履行し、且つ、これに同意する。

1. 乙は解除された契約に係わる貸与品、貸与資料等甲の所有にかかる一切を、直

　　ちに返還するものとし、返還が完了するまで乙の善良な管理者の注意を以って管

　　理しなければならない。

1. 乙は個別契約による納入前の甲の発注物件（仕掛品を含む）について、甲から要

　　請のあった場合は、遅滞なく納入するものとする。甲は納入を受けた発注物件につ

　　いて出来高に応じ、甲乙協議して算定した金額を乙に支払うものとする。但し、甲の

　　乙に対する何らかの債権のある場合は算定金額から相殺控除する。

1. 乙は前項により甲の発注物件を甲に引き渡すとき、乙所有の材料、機器、治工具

　　等、甲が甲の発注物件の完成に必要なときは、甲に譲渡もしくは貸与するものとす

　　る。

### ２６．通知義務

　乙は乙について次の各号に該当する事項が発生したとき、または、その恐れがあるときは、甲に速やかに通知しなければならない。（４）の事由の場合には、「変更申請書」（別紙２）により通知し、事前に甲の承認を得ること。

　（１）営業の譲渡、賃貸、合併、その他これに準ずる経営上重要な事項。

　（２）住所、代表者、商号、資本金、または組織の変更。

　（３）工場の新設、廃止、移転。

**（４）製造工場・製造条件（装置・薬品・製造方法等）の変更**

### ２７．第三者損害

　乙は、乙が納入した物件に起因して、乙の責に帰すべき事由により、第三者の生命財産等に損害を及ぼした時、あるいは第三者との間に紛争が生じた時は、乙の責任について、その処理解決に当たり、甲に一切迷惑をかけてはならない。

### ２８．疑義の解決

　この仕様書に定めない事項及び仕様書の条項に疑義が生じた時は、その都度、甲・乙協議して誠意をもって解決する。

### ２９．有効期限

　この仕様書の有効期限は、この仕様書の承認日から１年間とする。但し、期間満了３ヶ月前までに甲乙いずれからも何らかの意志表示のない場合は、この仕様書は、さらに１年間延期するものとし、以降も同様とする。

### ３０．残存条項

　甲及び乙は、この仕様書の期間満了又は解約後においても第１７の２項の義務を負うものとする。

### ３１．制定および改廃

　その仕様書の制定及び改廃は、（株）ちの技研　品質保証部品質保証課が行う。

### ３２．その他

　上記仕様書の証として、本書二通を作成し、甲・乙それぞれの承認捺印の上、各々一通保管する。

　　　　　 　　　 以上